裁決書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年7月6日に提起した利用者負担額(保育料)に関する処分に係る 審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和元年8月28日、処分庁は、令和元年9月分から令和2年3月分までの審査請求人 が支払うべき保育料について、月額5万7,500円と決定し、審査請求人に対し、「利用 者負担額(保育料)通知書」(令和元年8月28日付け31葛子保第225号。以下「本件通 知書1」という。)により通知した(以下「本件処分1」という。)。
- 2 令和2年2月6日、処分庁は、令和2年4月分から同年8月分までの審査請求人が支払うべき保育料について、月額5万7,500円と決定し、審査請求人に対し、「利用者負担額(保育料)通知書(継続)」(令和2年2月6日付け31葛子保第476号。以下「本件通知書2」という。)により通知した(以下「本件処分2」という。)。
- 3 令和2年4月7日、処分庁は、令和2年4月分から同年8月分までの審査請求人が支

払うべき保育料について、月額3万8,500円と変更決定し、審査請求人に対し、「利用者負担額(保育料)通知書(変更)」(令和2年4月7日付け2葛子保第1号。以下「本件通知書3」という。)により通知した(以下「本件処分3」という。)。

4 令和2年7月6日、審査請求人は、本件通知書3によって、令和元年9月分から令和 2年3月分までの保育料額が税情報からの算定でなく過大であったことを知ったとして、 同期間の保育料に係る決定(本件処分1)を不服とし、審査請求を提起した(以下「本 件審査請求」という。)。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料が、保育所からの請求書によって月額5万7,500円となっていることは認識していたが、審査請求人は本件通知書1を受け取っておらず、同金額が正しい保育料額であると信じ支払っていた。

審査請求人は、本件通知書3を見て、令和2年4月分から同年8月分までの保育料が月額3万8,500円と決定されたことを知り、令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料も本来税情報に基づいて算定すれば月額3万8,500円となることを知った。本件通知書1が審査請求人のもとに届いていれば、審査請求人はその当時手続をすることができたはずであった。

したがって、令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料に係る本件処分1の取消しを求め、保育料として審査請求人が支払った金額と、税情報に基づく保育料額との差額の返還を求める。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 却下を求める理由

処分庁は、令和元年8月28日、本件通知書1を審査請求人に対して発送しており、 処分庁に返戻された記録も存しないため、本件通知書1は遅くとも令和元年8月末日 頃までには審査請求人のもとに送達されている。

したがって、本件処分に対する審査請求期間を徒過しているから、本件審査請求は 却下されるべきである。

(2) 棄却を求める理由

処分庁が、審査請求人の令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料を決定する際、審査請求人から平成31年(令和元年)度分の課税の状況を証する書類(以下「税資料等」という。)の提出がなかったことから、審査請求人の世帯の市町村民税所得割合算額を算出することができず、審査請求人が葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則(平成10年葛飾区規則第37号。以下「区規則」という。)別表第1のいずれの階層区分に該当するかが判明しなかった。

そこで、処分庁は、令和元年8月28日、区規則別表第1備考第3項に基づき、審査請求人の世帯の階層区分を最高階層であるD21階層と決定し、それに基づき保育料を月額5万7,500円と決定し、審査請求人に対し、本件通知書1により通知した。

審査請求人は、その後も保育料決定に必要な税資料等を提出しなかったため、処分 庁は、本件処分1と同様に、令和2年2月6日、令和2年4月分から同年8月分まで の審査請求人が支払うべき保育料についても、区規則別表第1備考第3項に基づき、 審査請求人の世帯の階層区分を最高階層であるD21階層と決定し、それに基づき保育 料を月額5万7,500円と決定し、審査請求人に対し、本件通知書2により通知した。

審査請求人は、その後も現在に至るまで保育料決定に必要な税資料等を提出していないが、処分庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第2並びに主務省令に基づく個人番号を利用した税情報の情報連携について、令和元年8月に手続を開始し、令和2年4月以降他の地方公共団体から地方税関係情報の提供を受けることが可能となった。

そのため処分庁は、令和2年4月7日、当該情報連携により審査請求人及び審査請求人の夫の住民税額情報を取得し、これに基づいて令和2年4月から令和2年8月までの保育料を再算定し、審査請求人の階層区分がD16階層に該当するとして、保育料を変更することとした。処分庁は、葛飾区保育の実施事務要綱(平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「要綱」という。)第15条に基づき、変更事由を認定した日の属する月の初日である同年4月1日から変更後の保育料月額3万8,500円を適用することとし、審査請求人に対し、本件通知書3により通知した。

以上から、本件処分1は適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

したがって、本件審査請求を却下しない場合であっても棄却されるべきである。

理 由

- 1 本件に係る法令等の定め
 - (1) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。)
 - ア 市町村は、満3歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する(法第29条第1項)。
 - イ 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする(法第29条第3項)。
 - (ア) 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)(法第29条第3項第1号)
 - (イ) 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の 所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(法第29条第3項第2号)
 - (2) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)
 - ア 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属 する者について特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった 月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第

226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。…)の同 法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割 を除く。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による 控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した 額(以下この項及び第14条において「市町村民税所得割合算額」という。)(以下 略)(政令第4条第2項第2号)

イ 第4条第2項の規定は、法第29条第3項第2号…の政令で定める額について準用 する。この場合において、第4条…第2号…中「特定教育・保育の」とあるのは 「特定地域型保育の」と読み替えるものとする(政令第9条)。

(3) 区規則

ア 次の各号に掲げる額は、別表第1に定める額とする(第3条第1項)。

(ア) 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下同じ。)に係る法第29条第3項第2号の区が定める額(第3条第1項第3号)

イ 別表第1 (抜粋)

| 各月初日に在籍する小学 | | 月額(単位 円) | | | | | | | |
|-------------|---------------|----------|--------|-------|--|-----|-----|--|--|
| 校就学前子どもの属する | | | | | | | | | |
| 世帯の階層区分 | | | | | | | | | |
| 階層 | 定義 | 3歳未満児の場合 | | (以下略) | | (以7 | 下略) | | |
| 区分 | | 標準時間 | 短時間 | | | | | | |
| D 16 | A階層及びB階層 | 38, 500 | 32,800 | | | | | | |
| | を除き、市町村民 | | | | | | | | |
| | 税所得割合算額が | | | | | | | | |
| | 325,000 円 以 上 | | | | | | | | |
| | 350,000円未満の世 | | | | | | | | |
| | 帯 | | | | | | | | |
| D 21 | A階層及びB階層 | 57, 500 | 48,900 | | | | | | |
| | を除き、市町村民 | | | | | | | | |
| | 税所得割合算額が | | | | | | | | |

| 500,000円以上の世 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 帯 | | | |

ウ 別表第1の適用に際し、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の 階層区分の欄(A階層を除く。)に規定する事項(以下この項において「課税の 状況」という。)が判明しないため、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの 属する世帯が同欄に規定するA階層以外の階層区分(以下この項において「階層 区分」という。)のうちいずれの階層区分に該当するかを決定することができな いときは、区長が課税の状況を推定し、各月初日に在籍する小学校就学前子ども の属する世帯の階層区分を決定する(別表第1備考第3項)。

(4) 要綱

- ア 区立保育所保育料等の額は、小学校就学前子どもの父及び母の住民税の課税額の合計額を持って、区規則別表第1から第4までに基づき、階層区分を認定し、決定する(以下略) (第13条第1項)。
- イ 区規則第3条第1項各号並びに第2項第3号及び第4号に規定する額(以下「利用者負担額」という。)の決定についても、前項と同様とする(第13条第2項)。
- ウ 区立保育所保育料等の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日 (認定した日が月の初日である場合は、認定した日)をもって行うものとする。た だし、4月、9月又は保育の実施を開始した月に変更事由を認定した場合は、認定 した日の属する月の初日をもって変更する(第15条第1項)。
- エ 利用者負担額の決定についても、前記ウと同様とする(同条第2項)。

2 認定した事実

(1) 審査請求人の子A(平成〇年〇月〇日生まれ。以下「子」という。)は、区内において特定非営利活動法人が運営する、Bに在籍し、保育を受けている。Bは小規模保育事業所(特定地域型保育事業者)である。

審査請求人の保育料は、葛飾区が定める額とされ(法第29条第3項第2号)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第43条に基づき、特定地域型保育事業者において徴収する。

(2) 処分庁は、特定地域型保育に係る保育料の額を、区規則別表第1に定める額と定めている(区規則第3条第1項第3号)。

そして区規則別表第1は、A階層及びB階層を除き、世帯の市町村民税所得割合算額(政令第4条第2項第2号)の額に応じた階層区分ごとに、保育料の月額を定めている。

市町村民税所得割合算額とは、特定地域型保育のあった月の属する年度(特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(政令第9条後段の規定による読替え後の政令第4条第2項第2号)とされ、毎年9月を境に、当該年度分の所得割の額を基に算出することとなる。すなわち、平成31年4月分から令和元年8月分までは平成30年度分の住民税額、令和元年9月分から令和2年3月分までは平成31年(令和元年)度分の住民税額を元に保育料が決定される。そして、令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料決定にかかる手続については、平成31年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない場合、令和元年7月12日までに「住民税決定通知書」又は平成31年1月1日時点で住民登録があった区市町村発行の「住民税課税(非課税)証明書」(以下「税資料」という。)の提出を要するとされ、このことは、処分庁の「平成31年度保育施設利用申込案内」(20頁)に記載されている。

処分庁は、令和元年6月13日付けで小規模事業所施設長に対し「「保育料を正しく 算定するためのお知らせ」の掲示について」と題する事務連絡を行い、令和元年7月 16日までに税資料の提出を求める旨の「保育料を正しく算定するためのお知らせ」を 園内で掲示することを依頼している。

(3) 審査請求人は、平成31年1月1日時点で葛飾区外に住民登録を有していたところ、審査請求人から、期限までに税資料の提出がなかったことから、処分庁は、令和元年8月28日、審査請求人の世帯の階層区分をD21階層と決定した上で、令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料について、月額5万7,500円と決定する本件処分1を行い、審査請求人に対し、本件通知書1を送付した。その際、処分庁は審査請求人に対し、平成31年(令和元)年度分の必要な税資料等が不足しているため、保育料を暫定的に最高額で決定したこと、正確な保育料を算定するため税資料の提出を要すること等を記載した「利用者負担額(保育料)決定に必要な税資料等の提出について」を同封した。

- (4) 審査請求人は、現在に至るまで保育料決定に必要な税資料等を提出していない。
- (5) 処分庁は、本件処分1と同様に、令和2年2月6日、令和2年4月分から同年8月分までの審査請求人が支払うべき保育料についても、区規則別表第1備考第3項に基づき、審査請求人の世帯の階層区分をD21階層と決定し、それに基づき保育料を月額5万7,500円と決定し、審査請求人に対し、本件通知書2を送付した。
- (6) 処分庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2並びに主務省令に基づく個人番号を利用した税情報の情報連携について、令和元年8月に手続を開始し、令和2年4月以降他の地方公共団体から地方税関係情報の提供を受けることが可能となった。
- (7) 処分庁は、令和2年4月7日に情報連携により、審査請求人及び審査請求人の夫の住民税額情報を取得し、これに基づいて令和2年4月から令和2年8月までの利用者負担額を再算定し、審査請求人の階層区分がD16階層に該当するとして、保育料を変更することとした。

そこで処分庁は、審査請求人の階層区分をD16階層と決定した上で、要綱第15条第 1項の規定に基づき、変更事由を認定した日の属する月の初日である同年4月1日から変更後の保育料月額3万8,500円を適用することとし、令和2年4月分から令和2年8月分までの審査請求人が支払うべき保育料について、月額3万8,500円へと変更する本件処分3を行い、審査請求人に対し、本件通知書3により通知した。

3 判断

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第18条第1項は、 処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知っ た日の翌日から起算して3月を経過したときはすることができないと規定している。

この処分があったことを「知った日」とは、処分の存在を現実に知ったことをもって足り、これに加えて、当該処分の内容の詳細や不利益の認識、あるいは処分に瑕疵があることの認識まで要するものではないと解されている(最高裁昭和27年11月20日第一小法廷・民集6巻10号1,038頁、最高裁平成28年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事252号35頁、千葉地判平成6年9月26日等参照)。

これを本件審査請求についてみると、審査請求人は、保育所からの請求書により令和元年9月分から令和2年3月分までの保育料が月額5万7,500円となっていたこと

は認識した上で支払を行っていたが、これが税情報から算定されたものではないことを知ったのは、令和2年4月から令和2年8月までの保育料を月額3万8,500円と決定した本件通知書3によってである旨主張する。

しかし、処分庁は、令和元年8月28日、本件通知書1を審査請求人に対して発送しており、処分庁に返戻された記録も存しないというのであるから、本件通知書は遅くとも令和元年8月末日頃までには審査請求人のもとに送達されたことが推認される。

また、そもそも審査請求人は、令和元年9月分から令和2年3月分の保育料について、その支払に先立ち、保育所からの請求書によって保育料の額が月額5万7,500円と定められたことを認識していたというのであるから、遅くとも当該請求書が交付された時点で、同金額決定に係る本件処分1があったことを知ったと認められる。

前述のとおり、「処分があったことを知った日」といえるためには、審査請求人が、本件処分1があったことを現実に認識すれば足り、その根拠の認識まで要するものではない。

そうすると、本件審査請求(令和2年7月6日提出)は、本件処分が行われたことを知った日の翌日から起算して3月の不服申立期間を徒過してなされたものであることは明らかであり、このことについて正当な理由も認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は法定の審査請求期間後にされたものであり不適法であることから、行審法第43条第1項第6号及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

5 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行審法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、行審法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和2年12月3日

審查庁 葛飾区長 青 木 克 德

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。